

新型コロナウイルス感染症に関連した差別を行うことはやめましょう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。これについて、法務大臣より緊急メッセージが発せられましたので、YouTube法務省チャンネルをご覧ください。

また、法務省の人権擁護機関では、人権相談を受け付けています。



YouTube
法務省チャンネル

相談機関

※電話受付時間(平日午前8時30分～午後5時15分)

【みんなの人権110番】☎0570-003-110

さまざまな人権問題についての相談

【子どもの人権110番】☎0120-007-110

いじめや虐待など子どもの人権問題に関する相談

【女性の人権ホットライン】☎0570-070-810

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談

▶その他 インターネットでも人権相談を受け付けています。



インターネット
受付

▶問い合わせ さいたま地方法務局

熊谷支局 ☎524-8805



7月は虐待ゼロ推進月間です

わいせつな映像を見せる、子ども扱いは、無視をする、入浴や着替えをさせない、年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さないなど、これらのような例は虐待に当たります。虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、24時間365日受け付けている埼玉県虐待通報ダイヤル[#7171] (IP電話などの場合は☎048-762-7533)に電話してください。詳細は県ホームページをご覧ください。

【ホームページ】<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/20170711.html>

▶問い合わせ 福祉課障害福祉担当(内線266)

ご登録ください 小規模契約希望者登録制度(令和2・3年度更新・新規申請)

市では、競争入札参加資格者名簿に登録されていない方の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を促進するため、小規模契約希望者制度を設け、市内に本店をお持ちの事業主に発注を行っています。

▶対象 市が発注する建設工事、修繕、業務委託、建設資材、物品購入などのうち、比較的軽易で履行の確保が容易であり、契約金額が原則として50万円以下(建設工事は130万円以下)のもの
※申請は5業種まで

▶登録期間 8月1日から令和4年7月31日までの2年間

▶申請方法 7月22日(水)までに契約検査課へ申請してください。申請書などは同課で配布または市ホームページ(入札・契約情報内)からダウンロードできます。

▶その他 名簿登録後は、市ホームページに事業者情報を掲載します。

▶問い合わせ 同課契約担当(内線213)

一般コミュニティ助成事業(宝くじ助成)の申請を受け付けます

一般財団法人自治総合センターは、地域住民の自主的なコミュニティ活動の促進と自治意識の向上を目的に、宝くじの受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に必要な備品の整備に助成金を交付しています。

▶対象 自治会などのコミュニティ組織

▶助成額 100万円～250万円

▶補助率 10分の10(10万円未満切り捨て)

▶対象備品 太鼓、みこし、法被、山車、テント、集会所備品など

▶その他

- ・申請書類の提出締め切りは9月中旬までとなります。
- ・書類提出後、審査を行い助成の可否を決定します。必ずしも「申請＝採択」となるものではありませんので、ご了承ください。
- ・助成の決定は翌年度当初となり、決定後、同年度中の事業実施となります。

▶申請・問い合わせ 地域づくり支援課自治振興担当(内線251)



行田市公式LINEアカウントを開設しました

本市では、市の取り組みやイベントなどの行政情報、市の魅力などを発信し、また災害時には迅速な情報提供に活用するため、6月1日から行田市公式LINE(ライン)アカウントを開設しました。ぜひ、ご利用ください。

▶登録方法 二次元コードを読み取り、「友だち登録」してください。

▶その他 当アカウントへいただいた投稿などに対しては、個別の回答は行っていません。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)



行田版DMO事務局長候補を募集します

行田市観光協会は、観光地としての地位確立および観光産業の育成を主な目的に、令和2年度中に観光地域づくり法人(DMO)の設立を予定しています。このたび、その設立準備と組織設立後に事務局長となる予定の職員を募集します。

▶採用予定日 10月1日(水)

▶勤務地 市内

▶勤務時間 職務規定によりますが、原則として午前8時30分～午後5時15分(休憩時間60分)

※週休2日制

▶業務内容 地域の合意形成、組織マネジメント、戦略策定・マーケティング、営業

▶雇用形態 年俸制により採用後6カ月間は試用期間。以降1年ごとに契約。

▶募集人数 1人

▶給与・待遇 年収450万円～580万円(年俸制)

※これまでの経験や能力を考慮して決定します。

▶応募要件 マーケティング、マネジメントおよび営業経験があり、観光への関心が高く、実行力のある方。要普通免許。※年齢、性別、学歴は不問

▶応募方法 自筆履歴書、論文(1,200字以内)を7月31日(金)(消印有効)までに郵送または持参により提出してください。【郵送・持参】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市観光協会

▶その他 詳細は、行田市観光公式サイト「行田市観光NAVI」をご覧ください。

▶問い合わせ 同協会(商工観光課内・内線375)

▼問い合わせ 公平委員会事務局(監査委員事務局内・内線324)



河井 俊勝氏

6月定例会市議会で同意を得て、公平委員会委員として河井俊勝氏(向町)が選任されました。

公平委員会委員に河井俊勝氏

体験・滞在型観光商品の開発などを支援します

観光客の誘致や滞在時間の延伸、観光消費額の拡大を図るため、本市の地域資源の魅力に着目した観光商品の新規開発や改良などに取り組む方に対して支援をします。

▶補助対象 市内に活動拠点があり、かつ、現在観光協会に加盟しているまたは今後加盟予定の法人、団体(法人格の有無を問わず)、個人事業主

▶対象事業

- (1)体験・滞在型観光商品の新規開発事業
- (2)既存の体験・滞在型観光商品の改良事業
- (3)その他 補助対象経費総額の50パーセント未満の範囲内で行う観光商品((1)(2)に限る)のプロモーション事業や観光客の受入環境整備事業

※体験・滞在型観光商品とは、例えば、食べ歩き体験、着物の着付け体験、煎餅焼き体験、足袋作り体験、工場や酒蔵の見学体験、茶道・華道体験などを商品化したもの

※観光客の受入環境整備事業とは、体験・滞在型観光商品の予約受付システム、無料公衆無線LAN、多言語音声ガイド機器やキャッシュレス端末の導入など

▶補助率 補助率は補助対象経費の3分の2(上限額は50万円)※予算額に達した時点で募集終了

▶申し込み・問い合わせ 行田市観光協会(商工観光課内・内線375)

